

— あすのこさいつく 明日の湖西を創る “ひと” づくり —

湖西市生涯学習推進計画



湖 西 市 教 育 委 員 会

平成 26 年 3 月



目 次

第 1 策定の趣旨	
1 「湖西市教育振興基本計画」に掲げた基本理念	1
2 「明日の湖西を創る“ひと”」とは	1
3 基本理念を具現化するために	1
第 2 生涯学習の役割	
1 生涯学習とは	2
2 基本理念を具現化する生涯学習	2
3 生涯学習のもつ意味	2
4 本市の果たすべき役割	2
第 3 教育委員会各課の基本目標・方針	3
第 4 教育委員会各課の事業の概要	5
◎ライフスタイルに応じた“湖西市の教育” ～「湖西市教育振興基本計画」より	16
第 5 基本目標	
1 生きる姿勢につながる生涯学習の推進	17
2 ライフステージに応じた学びの提供	17
3 成長、充実を促す学びの還元（理想的な学習サイクルの浸透）	17
4 学びを支える「協働」環境の構築	18
第 6 本市の果たすべき役割	
1 学びの提供	20
(1) 家庭や学校も含めた地域社会全体の教育力の向上	
(2) ライフステージに応じた学びの提供	
2 学びの環境づくり	21
(1) 学びを支える「協働」環境の構築	
(2) 誰もが いつでも どこでも いつまでも 学べる環境づくり	
3 今後の方向	22
平成 25 年度 生涯学習推進委員会委員名簿	23
平成 25 年度 生涯学習推進委員会議事録	24

第1 策定の趣旨

1 「湖西市教育振興基本計画」に掲げた基本理念

基本理念

【取り組む姿勢】

ライフスタイルに応じた湖西市の教育は、成長する自己の学びの積み重ねを支えます。

“知りたい、学びたい、活動したい、運動したい”と学び続けるのは、あなたです。学びの積み重ねで成長するあなたを、みんなで支えます。

あすこさいつく
「明日の湖西を創る“ひと”づくり」

湖西市では、平成25年5月に、「湖西市教育振興基本計画」を策定しました。これは、その計画に掲げた湖西市の教育の基本理念とその具現化に向けて取り組む姿勢です。

2 「明日の湖西を創る“ひと”」とは

基本理念に掲げた「明日の湖西を創る“ひと”」とは、「やさしく、たくましく、こころざしある“ひと”」のことです。

「やさしい“ひと”」とは、他人に対する思いやりや素直な気持ちを持ち、大切なものを愛する心をもったひとのことです。

「たくましい“ひと”」とは、勇気や忍耐力があり、自己抑制力を持ち、不撓不屈のチャレンジ精神で、逆境を乗り越える力をもったひとのことです。

「こころざしある“ひと”」とは、夢や情熱を持ち、その実現のために前向きに生きていくひとのことであり、使命感、信念、正義感によって、自己を見失わず、己の道を進んでいくひとのことです。

そのような“ひと”が、きっと明日の湖西を創ってくれると信じています。

湖西市の教育は、そのような「明日の湖西を創る“ひと”」づくりに邁進します。

※「不撓不屈」……どんな困難に出会っても心がくじけないこと。

※「邁進」……何事をも恐れることなく前進すること。

3 基本理念を具現化するために

基本理念を具現化するために、平成3年に策定された「湖西市生涯学習推進大綱」を見直し、新たに「湖西市生涯学習推進計画」を策定します。

この計画は、上位計画である「新・湖西市総合計画」、「湖西市教育振興基本計画」にのっとり、基本理念の具現化に向けて、“知りたい、学びたい、活動したい、運動したい”と学び続け、成長する市民の皆さんを支えるために、平成26（2014）年度から平成32（2020）年度までの7年間の本市の果たすべき役割とその基本的な方向を示すものです。

第2 生涯学習の役割

1 生涯学習とは

生涯学習は、「市民一人ひとりが、自らの人生を豊かなものにするため、生涯にわたって主体的に学びを積み重ね、成長、充実すること」と考えます。

市民一人ひとりが成長、充実するためには、自発的な欲求によって学びに向かうことが大切です。

自身を取り巻く社会や環境の変化に対応するために学ぶものではありません。

2 基本理念を具現化する生涯学習

「湖西市教育振興基本計画」では、“湖西市の人や資源を有効に活用し、社会全体が協働したひとづくり”をキーワードに、「明日の湖西を創る“ひと”づくり」を基本理念としました。

どんな人にもライフステージに応じた学びの内容及、ライフスタイルに応じた学びがあります。さまざまな学びによって、一人ひとりが成長、充実し、明日の湖西を創るひとになることを願っています。

成長し、充実したひとが、成長・充実内容を受け継ぐひとに還元し、継承する学びのサイクルの実現を目指しています。

※「ライフステージ」…生活課題を明確にし検討するために、人の一生における変化をいくつか
に区切った段階のこと。

※「ライフスタイル」…人の生活様式。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

3 生涯学習のもつ意味

市民一人ひとりが豊かに生きていくためには、自己実現を目指し、意欲を持って学び続けることや、その成果を生かして、市民がつなぐひとづくりを一層進めることが求められます。

市民一人ひとりが、自己の学びによって得た成果を地域や社会に還元し活用することで、人と人とが繋がります。学びを共有することによって、活力が生まれます。その活力は、生きる意欲であり、自らが必要とされている存在意識であり、自尊感情につながるものでもあります。

4 本市の果たすべき役割

本市は、「明日の湖西を創る“ひと”づくり」を基本理念に、“知りたい、学びたい、活動したい、運動したい”と学び続け、成長・充実する市民の皆さんを支えるために、市民一人ひとりが、あらゆる機会にあらゆる場所において学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会の実現を目指して取り組んでいかなければなりません。学びの成果を他の人の学びに生かすことのできるひとづくりや、学びの成果を還元することのできる環境づくりが必要です。

第3 教育委員会各課の基本目標と方針

本市の生涯学習を推進するため、教育委員会各課では次の目標を掲げています。

1

教 育 総 務 課

子どもの“学ぶ”環境をよりよいものにします

〈方針1〉 教育委員会に関する積極的な情報公開に努めます

〈方針2〉 安全で安心な教育環境の整備を図ります

〈方針3〉 事業を効果的・効率的に執行します

2

幼 児 教 育 課

小学校就学前の幼児の健やかな成長を後押しします
“豊かな心と健やかな体を育む保育園・幼稚園教育の充実”

〈方針1〉 基本的生活習慣の定着を通して、自立する心を育みます

〈方針2〉 夢と信頼と充実感のある園づくり、子どもの主体的な活動支援に取り組めます

〈方針3〉 一人ひとりの発達に応じた保育と保護者の支援に努めます

〈方針4〉 保育環境の整備に努めます

〈方針5〉 魅力ある園づくりの基盤として教職員の資質向上に取り組めます

3

学 校 教 育 課

小学校から中学校までの、“ひと”としての基礎づくりを支えます
“自立と創造・共生を育む学校教育の充実”

〈方針1〉 魅力ある学校づくりの基盤として教職員の資質向上に取り組めます

〈方針2〉 学習基盤の整備に努めます

〈方針3〉 夢と信頼と充実感のある学校づくり、子どもが主体的に学ぶ授業づくりに取り組めます

〈方針4〉 授業や行事を通して自立する心と創造する力を育みます

〈方針5〉 心の教育の充実を図ります

〈方針6〉 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備に努めます

〈方針7〉 社会の急激な変化から派生した今日的な課題に的確に対応します

〈方針8〉 地域とともに歩む学校づくりを推進します

市民の皆さんの生きがいとなる“知りたい、学びたい、活動したい”という欲求に応えます

- 〈方針1〉 家庭教育支援に努めます
- 〈方針2〉 地域における教育力向上のため、学校、家庭、地域等との連携を図ります
- 〈方針3〉 青少年健全育成意識の醸成に努めます
- 〈方針4〉 さまざまな“学ぶ”活動ができる生涯学習環境を整備します
- 〈方針5〉 市民が集い、結びあう公民館活動に努めます
- 〈方針6〉 安全で安心な施設の管理運営に努めます

市民の皆さんのまちの歴史や文化を“知りたい、学びたい”という欲求に応えます

- 〈方針1〉 歴史の保存と継承に努めます
- 〈方針2〉 文化、芸術の振興と支援に努めます
- 〈方針3〉 安全で安心な施設の管理運営に努めます

市民の皆さんの学ぶ気持ちを後押しし、“知りたい、学びたい”という欲求に応えます

- 〈方針1〉 情報拠点としての図書館運営の充実に努めます
- 〈方針2〉 図書館活動の推進に努めます
- 〈方針3〉 安全で快適な施設環境を整えるよう、施設の維持管理に努めます

市民の皆さんの健康増進をお手伝いし、“活動したい、運動したい”という欲求に応えます

“誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ文化の推進”

- 〈方針1〉 スポーツの普及推進及び育成を図ります
- 〈方針2〉 社会体育施設の維持管理及び運営に努めます
- 〈方針3〉 新居体育館整備事業を推進します

第4 教育委員会各課の事業の概要

1

教

育

総

務

課

目標と方針・事業の概要

【目標】◎教育施策の円滑な運営

◎園児・児童・生徒が安全で安心して生活できる施設整備の充実

【重点】◎幼・保・小・中学校施設の整備

＜方針1＞教育委員会に関する積極的な情報公開に努めます

○ウェブサイト等を利用し、会議録や活動内容の積極的な情報公開に努めます。

※「ウェブサイト」…インターネット上のサービスを用いて提供される一連の情報の集合体。

＜方針2＞安全で安心な教育環境の整備を図ります

○子どもたちが一日の大半を過ごす生活や学習の場であり、子どもたちの生きる力を育むための教育環境を整備します。

【事業1】教育環境の充実を図るため、適正な職員配置、必要な消耗品等の購入やパソコン・事務機器等の整備、学校等施設の適切な管理運営を行います。

【事業2】子どもたちが一日の大半を過ごす教育施設の整備を行います。

【事業3】子どもたちが安全で安心な教育環境で学習できるよう、教育施設の耐震化を推進します。

＜方針3＞事業を効果的・効率的に執行します

○事業の適正な執行と管理を徹底し、常に効果的で効率的な執行に努めます。

【事業1】定例教育委員会を開催し、規則等の制定、改廃、予算の要求執行を審議します。臨時教育委員会を開催し、職員の人事異動について審議します。

【事業2】義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して就学に必要な援助を行います。

【事業3】豊田佐吉翁記念奨学基金・育英奨学資金貸付基金を活用し、優良な生徒で、経済的な理由で就学が困難な人に奨学金の給与・貸付を行います。

【事業4】施設等の適正な管理運営のため、必要な土地等の取得や処分を行います。

2

幼

児

教

育

課

目標と方針・事業の概要

【目標】◎豊かな心と健やかな体を育む保育園・幼稚園教育の充実

～みんなとなかよし 楽しい保育園・幼稚園～

【重点】◎夢と信頼と充実感のある園づくり

- ・たくましい体力と健康づくり
- ・基本的生活習慣の確立
- ・生きる力の基盤づくり
- ・保護者への子育て支援

＜方針1＞基本的生活習慣の定着を通して、自立する心を育みます

- 基本的生活習慣の定着のための環境や保育の工夫・改善に努めます。
- 家庭と連携して、情緒が安定し豊かな心を育む保育に取り組みます。
- 安全教育により、安全な生活を送り、身を守る力を育成します。

【事業1】「幼児期に育てたい力」を設定し、基本的生活習慣の定着に努めます。

※「幼児期に育てたい力」…幼児が卒園までに育ってほしいと願う姿を明確にし、成長に合わせた達成目標を項目にして、家庭と園とが協力して子供の成長を見守り確認する取組。

＜方針2＞夢と信頼と充実感のある園づくり、子どもの主体的な活動支援に取り組みます

- 子どもが主体的に遊びに取り組める環境や保育・行事の工夫・改善に努めます。
- 食への関心・意欲を促し、よい食習慣の定着に努めます。

【事業1】「幼児期に育てたい力」を設定し、基本的生活習慣の定着に努めます。
(前出)

＜方針3＞一人ひとりの発達に応じた保育と保護者の支援に努めます

- 適正な就学に向けた指導の充実を図ります。
- 軽度発達障害に対する理解の深化と適切な対応に努めます。

【事業1】個に合わせた指導を行い、適切な対応を図ります。

【事業2】専任指導員を配置した幼児ことばの教室を開催し、軽度の言語障害児に改善・指導を行います。

【事業3】岡崎幼稚園で実施、白須賀幼稚園・新居幼稚園で試行している、保護者のニーズに対応した預かり保育の運営に努めます。

【事業4】保護者の子育てに関する悩み相談活動を行います。

※「幼児ことばの教室」…発音の発達やことばの発達、吃音など軽度の遅れが見られる幼児を対象に、様々な遊びや運動を通して正しく話す力や聞く力を育てる教室。

＜方針4＞保育環境の整備に努めます

- 読み聞かせと家庭読書の推進に努めます。
- 体力の向上と健康づくりの推進に努めます。
- 様々な文化に触れる情操教育の推進に努めます。

【事業1】英会話講師と共に英語や外国文化に親しみます。

【事業2】家庭での読み聞かせや読書の啓発を行います。

【事業3】童歌を導入した効果的な保育研究を行います。

※「童歌」…（わらべうた）昔から子どもに歌いつがれてきた歌や子どもに歌って聞かせる歌。
遊びに伴うものが多く、手まり歌や数え歌などがある。

＜方針5＞魅力ある園づくりの基盤として教職員の資質向上に取り組みます

○指導技術の向上をめざし、職員研修の充実を図ります。

【事業1】各種研修会を開催します。

3	学	校	教	育	課	目標と方針・事業の概要
---	---	---	---	---	---	-------------

【目標】◎自立と創造・共生を育む学校教育の充実

～健やか はつらつ 明るい小学校～

～自立の喜びあふれる 中学校～

【重点】◎夢と信頼と充実感のある学校づくり

・子どもが主体的に学ぶ授業づくり

・心の教育の充実

・国際化、情報化など社会の変化に柔軟に対応する教育の推進

・地域とともに歩む学校づくり

・たくましい体力と健康づくり

・安全教育の推進

＜方針1＞魅力ある学校づくりの基盤として教職員の資質向上に取り組みます

○指導技術の向上をめざした教職員の研修の充実を図ります。

○教職員個々の研修課題の明確化と課題解決への取組及び評価・改善に努めます。

【事業1】教科等指導リーダー相談員を派遣し授業改善に向けて研修を深めます。

【事業2】教科等指導リーダー相談員の研修会を開催し指導力の向上を図ります。

【事業3】各種研修会を開催します。

※「教科等指導リーダー相談員」…教科ごとに任命された指導リーダー相談員が、当該の教員に
指導助言を行い、幼稚園や小中学校の教科等の研究、指導技術の向上を図る取組。

＜方針2＞学習の基盤整備に取り組みます

○「学びの基礎づくり7つの取組」を推進します。

○読書指導の充実及び読書習慣の定着を図ります。

○体力の向上と健康づくりを推進します。

【事業1】語らい読書を推進します。

小学校低学年から「語らい読書」の場面を設定します。小学校高学年から学級ごとに毎月本を音読し、感想を述べ合う場面を設定します。

【事業2】特色ある学校づくりを推進します。

「学びの基礎づくり」、「家庭教育の充実」をテーマに、学力向上のために、保護者と学校が連携して児童生徒の生活習慣を見直す研究をします。

【事業3】 学びの基礎定着のため、保護者への啓発を行います。

【事業4】 静岡県体力アップコンテストへ参加します。

【事業5】 小学校5・6年生を対象にした30分皆泳を行います。

※「学びの基礎づくり7つの取組」…学習の基盤となる家庭での生活習慣の向上を図る7つの取組を啓発する事業。

＜方針3＞夢と信頼と充実感のある学校づくり、子どもが主体的に学ぶ授業づくりに取り組みます

○確かな学力の定着のための指導方法の工夫・改善を行います。

○指導に生きる評価の工夫を行います。

○教育機器の活用を中心とした「わかる授業」の創造に努めます。

○充実感・達成感に満ちた行事の創造に努めます。

【事業1】 特色ある学校づくりを推進します。

児童生徒や地域の実態に応じて重点項目を設定し教育活動を展開します。

【事業2】 特色ある学校づくりを推進します。

中学校で、思い出に残る学校行事を計画し、実施します。

【事業3】 小学校社会科副読本指導資料の作成・改訂を行います。

＜方針4＞授業や行事を通して自立する心と創造する力を育みます

○読書指導を通じた創造する力の育成を図ります。

○自立する心と創造する力を育む授業や行事の工夫に努めます。

【事業1】 語らい読書を推進します。

【事業2】 特色ある学校づくりを推進します。

体験学習の充実を図ります。

＜方針5＞心の教育の充実を図ります

○人権教育の推進、道徳の授業の充実に努めます。

○児童生徒理解の上に立った生徒指導、いじめ問題、不登校、問題行動への適切な対応を図ります。

○読書活動を充実させ、情操教育を推進します。

○スクールカウンセラーの活用に努めます。

○児童生徒との日常的なコミュニケーションづくりに努めます。

【事業1】 語らい読書を推進します。

【事業2】 不登校児童生徒のため適応教室（湖西市チャレンジ教室）を開催します。

【事業3】 特色ある学校づくりを推進します。

人間関係づくり プログラム等の活用を図ります。

※「情操教育」…感情や情緒を育み、創造的で、個性的な心の働きを豊かにするための教育、および道徳的な意識や価値観を養うことを目的とした教育。

※「コミュニケーション」…社会生活を営む人間が言語・文字・身振りなどを媒介として互いに意思や感情、思考を伝達し合うこと。

※「不登校児童生徒のため適応教室（湖西市チャレンジ教室）」…不登校（傾向）児童生徒の家庭への引きこもりを防止するとともに、集団への適応力を育み、自立への支援を図る教室。

※「プログラム」…ある物事の進行状態についての計画や予定。

＜方針 6＞一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備に努めます

○適正な就学に向けた指導の充実を図ります。

○軽度発達障害に対する理解の深化と適切な対応に努めます。

○外国人児童生徒の支援体制の整備に努めます。

【事業 1】特別支援教育支援員を配置し、適切な対応を図ります。

【事業 2】学校に在籍する外国人児童生徒の就学を援助するための通訳（ポルトガル語）を配置します。

【事業 3】専任指導員（ポルトガル語、スペイン語）を配置して 外国人児童生徒適応指導教室を開催し、日本語指導、通訳、翻訳等を行います。

※「外国人児童生徒適応指導教室」…外国人児童生徒に対する教育を充実させるため、外国人児童生徒の学校生活への適応を助け、楽しい学校生活が送れるよう支援する巡回型の教室。

＜方針 7＞社会の急激な変化から派生した今日的な課題に的確に対応します

○環境教育を推進します。

○国際理解教育を推進します。

○キャリア教育を推進します。

○安全教育（防災・防犯・交通安全）を推進します。

○情報教育の推進に努めます。

【事業 1】生きた英語教育を推進するため、外国人英語指導助手（ALT）を派遣し、外国や英語への興味・関心を高めると共に、発達段階に応じたコミュニケーション能力の育成を図ります。（中学校では、総合的な学習の時間や英語の授業に、小学校で 5、6 年生の外国語活動を中心に ALT の効果的な活用を図ります。）

【事業 2】防災、交通安全、防犯等の安全確保や安全な生活を送る基礎を培います。

【事業 3】特色ある学校づくりを推進します。

P T A 等との共催で教育講演会を開催します。

※「キャリア教育」…子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育成する教育活動。

※「総合的な学習の時間」…横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、児童生徒が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を

育成するとともに、学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方について考えることを目的に、学習指導要領に位置付けられた学習時間。

＜方針 8＞地域とともに歩む学校づくりを推進します

- 地域の人材の積極的な活用を行います。
- 「開かれた学校」の推進に努めます。
- 保護者との連携強化に努めます。
- 学校評価に係るシステムの整備を図ります。
- 学校評議員の活用に努めます。

【事業 1】学校評議員を置き、「開かれた学校」、「信頼と充実感のある学校」をめざします。

【事業 2】特色ある学校づくりを推進します。

地域・保護者の協力のもと、児童生徒の健やかな成長を図ります。

※「開かれた学校」…「地域に開かれた安全・安心な学校づくり」のこと。安全・安心で地域に信頼される学校づくりを推進するため、学校が家庭や地域社会と連携協力し、課題や願いを共有し、協働して解決に取り組む事業。

※「システム」…相互に影響を及ぼしあう要素から構成される、まとまりや仕組みの全体。

※「特色ある学校づくり」…学校が地域や子どもの実態に応じながら、創意工夫を生かした教育活動を行う、学習指導要領に位置付けられた取組。

4

社

会

教

育

課

目標と方針・事業の概要

【目 標】◎子どもを健やかに育てる社会教育の充実

◎学習活動の環境を充実する生涯学習の推進

【重 点】◎地域の教育力向上のため、学校、家庭、地域との連携

◎生涯を通じて主体的に学び、幅広い活動ができる環境の充実

◎地域の生涯学習拠点としての公民館活動の推進

◎青少年健全育成意識の醸成

◎青少年育成団体の活動支援

＜方針 1＞家庭教育支援に努めます

- 家庭教育充実に向けて、ふたば学級、家庭教育学級、子育て講演会の充実に努めます。

【事業 1】親が子育て等を学ぶ「ふたば学級」、「家庭教育学級」を開催します。

【事業 2】幼稚園、小中学校で子育て講座を開催します。

※「ふたば学級」…家庭教育の重要性を啓発するため、2歳児をもつ保護者を対象に幼児教育について学習する、小学校区ごとに設けられた学級。

※「家庭教育学級」…家庭教育の重要性を啓発するため、小学校1年生をもつ保護者を対象に、小学校区を単位として家庭教育のあり方について学習する学級。

＜方針 2＞地域における教育力向上のため学校、家庭、地域等との連携を図ります

○放課後子ども教室、学校支援地域本部事業等を充実させ、地域連携と教育力向上を図ります。

【事業 1】放課後の安全で安心な場所づくりと地域で子どもたちを育てる教室を、小学校で開催します。

【事業 2】地域住民がボランティアとして学校活動を支援する学校支援地域本部を設置し、活動を推進します。

※「放課後子ども教室」…放課後の小学生の安全で安心な活動の場を確保し、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を推進する取組。

※「学校支援地域本部事業」…地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域との連携体制の構築を図り、多様な形態の教員支援を可能にし、子どもと向き合う時間の拡充を図る事業。

＜方針 3＞青少年健全育成意識の醸成に努めます

○青少年健全育成大会や青少年教育推進事業を通して青少年健全育成に努めます。

○明湖会等青少年健全育成団体と連携し、明るい地域づくりや青少年健全育成の推進を図ります。

【事業 1】新成人を祝い、成人としての自覚を高めるために成人式を開催します。

【事業 2】青少年健全育成のため、健全育成大会、健全育成表彰を実施します。

【事業 3】「家庭の日」普及啓発のため標語・絵画・詩コンクールを行います。

【事業 4】親子、子ども間の交流を通して青少年の健全育成を図る「青少年の科学体験」、「親子体験教室」、「子どもフェスタ」等の事業を開催します。

【事業 5】青少年補導員による街頭補導活動を定期的に実施します。

【事業 6】青少年の悩みなどに応えるため、電話相談（ヤングダイヤルこさい）を設置します。

【事業 7】子ども会、少年少女発明クラブ等の青少年育成団体を支援します。

【事業 8】明湖会活動を通じて、明るい地域づくりや青少年健全育成に努めます。

※「家庭の日」…家族が顔をそろえ、子どもたちの健やかな成長を願う日。毎月第 3 日曜日。

※「子どもフェスタ」…市内全域の子どもたちが集まり、ゲームや工作にチャレンジすることで、子どもたちが地域や年齢を異にする子どもとの交流を深める、子ども会中心の体験型事業。

＜方針 4＞さまざまな“学ぶ”活動ができる生涯学習環境を整備します

○公民館、勤労青少年ホーム等で各種講座の開設に努めます。

○生涯学習の講座および講師等の情報提供を行います。

【事業 1】高齢者の生きがいや学びのため、寿大学・生涯大学「海鳴学園」を開設します。

【事業 2】各種講座の情報提供や生涯学習指導者の人材登録リスト「達人録」を整備します。

※「寿大学」…高齢者が時代に即応した教養を身につけるため、老人クラブを中心とした地域ごとの自主的学習の場。

※「生涯大学「海鳴学園」…高齢者の仲間づくりと時代に即応した教養を身につけるため、カリキュラムにしたがって、大学1年、大学2年、大学院の3年間学習する場。

※「人材登録リスト「達人録」…生涯学習・生涯スポーツの専門分野の指導者や団体、サークルに関する情報を市民に紹介し活用を図るための指導者リスト。

＜方針5＞市民が集い、結びあう公民館活動に努めます

○公民館講座修了者の活動の場を広げるように努めます。

○利用者の祭典として、「公民館まつり」を実施し、サークルへの参加を促します。

【事業1】市民を対象に文化講座を開催します。

【事業2】勤労青少年ホームの施設管理を行うとともに、教養講座を開催します。

【事業3】公民館活動に供するため、西部公民館、北部地区多目的研修施設、南部地区構造改善センターの委託業務や管理業務を行います。

【事業4】市民の教養の向上を図るため、様々な講座を開設します。

【事業5】講座を受講したサークルの活動成果発表や、地域住民同士の交流の場として公民館まつりを実施します。

＜方針6＞安全で安心な施設の管理運営に努めます

○勤労青少年ホームの今後のあり方を検討します。

○施設・設備等を点検し、適切な管理運営に努め、利用者数の増加を図ります。

【事業1】自然豊かな「おちばの里親水公園」を生涯学習の場として、維持管理します。

5

文

化

課

目標と方針・事業の概要

【目標】◎まちの歴史の保護、保存、整備に力を入れる文化活動

◎文化、芸術に親しむ機会の提供と支援を行う活動

◎生活の中で歴史に触れる活動

【重点】◎歴史的文化財の保護、保存、整備

◎歴史的文化財、伝統芸能の活用

◎芸術の鑑賞機会と発表の場の提供による意識の高揚と活性化

◎新居関跡の保存整備

＜方針1＞歴史の保存と継承に努めます

○国の特別史跡新居関跡、国史跡大知波峠廃寺跡や文化財の宝庫本興寺等の文化財の保護、保存と継承に努めます。

【事業1】国指定史跡大知波峠廃寺跡の点検、保存整備に努めます。

- 【事業２】特別史跡新居関跡の保存整備に努めます。
- 【事業３】新居関跡並びに市内の埋蔵文化財出土品の整理を行います。
- 【事業４】国特別史跡新居関跡に関する歴史資料伝承のため、新居関所史料館の運営管理並びに特別展示会、企画展示会等の事業を行います。
- 【事業５】白須賀宿の歴史と文化を広め、白須賀に関する歴史資料の保存と活用を図るため、白須賀宿再発見事業に取り組みます。
- 【事業６】文化財の保護、保存に係る事務事業及び維持管理を行います。
- 【事業７】県指定天然記念物トキワマンサクの保護と里づくりに努めます。

＜方針２＞文化、芸術の振興と支援に努めます

- 文化、芸術の鑑賞機会の提供に努めます。
- 市民の文化、芸術活動の支援に努めます。
- 【事業１】芸術・文化振興のため、芸術祭の開催及び芸術文化団体を支援します。
- 【事業２】優れた舞台芸術に接する機会を市内小学生対象に開催します。
- 【事業３】小中学生を対象に美術作品の展示会（ジュニア美術展）を行います。
- 【事業４】三遠南信地域の地芝居（ふるさと歌舞伎）の交流を促進します。
- 【事業５】情操の育成を図るため、舞台芸術の鑑賞機会の提供に努めます。

＜方針３＞安全で安心な施設の管理運営に努めます

- 老朽化した市民会館の今後の在り方を検討します。
- 新居関所史料館、紀伊国屋資料館の適切な管理、運営に努めます。
- 【事業１】市民文化の向上を図るため、市民会館の運営及び維持管理に取り組むとともに、今後のあり方を検討します。
- 【事業２】市指定旅籠紀伊国屋の保存に努め、旅籠に関する歴史資料伝承のため、紀伊国屋資料館の管理運営を行います。
- 【事業３】白須賀に関する歴史資料の保存と活用を図るため、白須賀宿歴史拠点施設の管理運営を行います。

6	図	書	館	目標と方針・事業の概要
---	---	---	---	-------------

- 【目 標】◎学習活動環境の充実
- 【重 点】◎情報拠点としての図書館運営の充実
 - ◎快適な施設環境を整えるよう施設の維持管理
 - ◎図書館活動の推進

＜方針１＞情報拠点としての図書館運営の充実に努めます

- 文化・教養・調査・研究・趣味・娯楽等のあらゆる分野に関する図書や資料の収集に努め、図書及び雑誌等の資料を充実します。
- 市民に喜んで利用してもらえる図書館づくりをめざし、レファレンスと情報提供の充実に努めます。

- 【事業１】図書館の資料の貸出、返却、レファレンス等業務を適切に行います。
 【事業２】各種行事を開催して生涯学習の拠点であることを市民にPRするとともに、利用者の拡大をめざします。

※「レファレンス」…レファレンスサービス。図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索、提供、回答することによって助ける業務。

＜方針２＞図書館活動の推進に努めます

- 「湖西市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが読書に親しめるよう読書環境の整備を推進し、読書への関心を高めます。
- 図書館ボランティアの協力を得て、各種イベントを開催し、読書への関心を高めるとともに一層の活動充実に努めます。
- 学校図書室業務支援ボランティアの育成や交流活動を行い、子どもの読書指導、読書活動の充実に図ります。
- 【事業１】ブックスタート事業として、絵本の配布及び保護者への読み聞かせ講習を行います。
- 【事業２】図書館、市内幼稚園、小学校での読書普及活動に努めます。
- 【事業３】初めて読み聞かせをする人のための研修を行います。
- 【事業４】幼児・児童を対象に毎週お話し会を開催します。

※「湖西市子ども読書活動推進計画」…子どもたちが成長の過程で読書を通じ、読書の楽しさ、大切さを学び、生涯にわたって書物に触れる人になってほしいという願いから、読書環境の整備と読書の習慣づけを推進する計画。平成23年度から平成27年度までの5か年計画。

※「ブックスタート事業」…生後4か月の乳児をもつ保護者を対象に、赤ちゃん絵本を楽しむ体験を提供し、絵本をプレゼントする活動。

＜方針３＞安全で快適な施設環境を整えるよう施設の維持管理に努めます

- 安全で快適な施設の実現のため設備の保守・改修、システム機器等の維持・管理を行います。
- カーペットの張替えや照明の改修、増設等により快適な空間を提供します。

7	ス	ポ	ー	ツ	推	進	課	目標と方針・事業の概要
【目 標】◎誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ文化の推進 【重 点】◎スポーツ活動等の普及・推進 ◎施設・空間の環境づくり								

＜方針１＞スポーツの普及推進及び育成を図ります

- スポーツ推進委員と共に各種スポーツ活動の企画運営を行い、普及を図ります。

- 「湖西市スポーツ推進計画」を策定します。
- スポーツ教室や市民だれもが参加できる各種大会を開催し、生涯スポーツの推進を図ります。
- 小中学校の体育施設を地域住民に開放し、スポーツ活動の推進を図ります。
- 【事業１】スポーツ推進委員と共に各種スポーツ活動の企画運営を行い、社会体育の推進を図ります。
- 【事業２】平成 26 年度から 7 か年のスポーツ推進施策を体系・計画的に進めるため、「湖西市スポーツ推進計画」を策定します。
- 【事業３】スポーツ教室や市民大会の開催を通して生涯スポーツの推進を図ります。
- 【事業４】生涯スポーツ活動の基礎をつくるため、中学生のスポーツクラブ活動の推進を図ります。
- 【事業５】学校体育施設を地域住民に開放し、スポーツの推進を図ります。
- 【事業６】高齢者の健康保持と生きがいづくりのため、スポーツに親しむ環境づくりを推進します。
- 【事業７】だれでも手軽にできるスポーツイベント「コーちゃんフェスティバル」を開催します。
- 【事業８】静岡県市町対抗駅伝競走大会に参加し、競技力の向上を図ります。
- 【事業９】駅伝とファミリー対象のジョギング大会を開催します。
- 【事業 10】日本トップレベルの選手を招き、室内棒高跳大会を開催します。

＜方針 2＞社会体育施設の維持管理及び運営に努めます

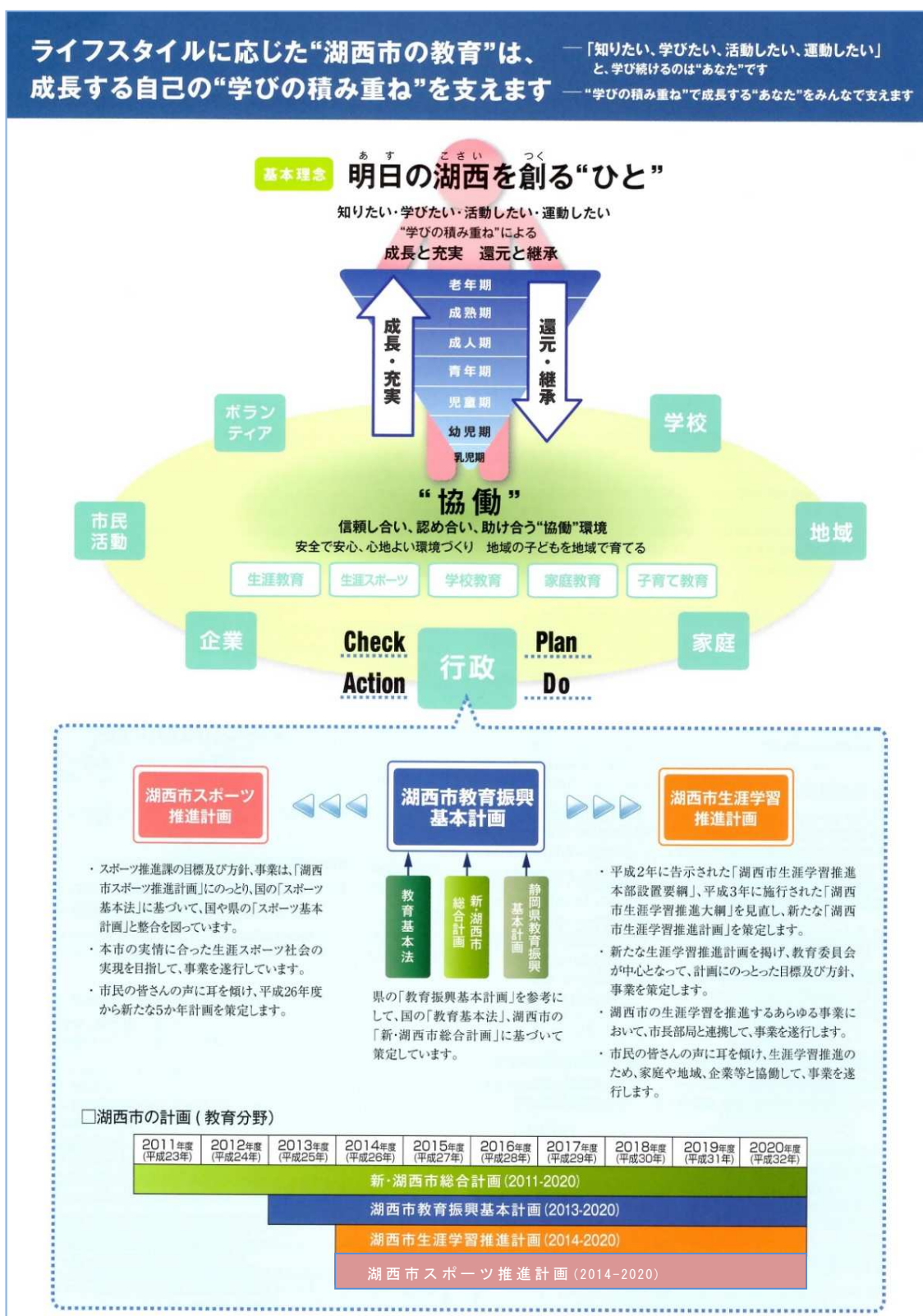
- 湖西市運動公園、みなと運動公園、梶田多目的運動広場、北部地区運動広場、新居社会体育施設、勤労者体育センターを安全・安心で快適に利用できるよう施設を維持管理します。
- アメニティプラザを安全・安心で快適に利用できるよう、指定管理者と調整します。

＜方針 3＞新居体育館整備事業を推進します

- 「新・湖西市総合計画」に基づき、新居体育館整備事業を推進します。
- 【事業 1】新居社会体育施設の管理運営と整備事業新居社会体育施設の安全かつ快適な利用のため、施設を維持管理します。
- 【事業 2】新居体育館整備事業として、新体育館の建設を行います。



◎ライフスタイルに応じた“湖西市の教育”は、
成長する自己の“学びの積み重ね”を支えます



～「湖西市教育振興基本計画」より

1 生きる姿勢につながる生涯学習の推進

生涯学習を推進する意義は、単に知識の習得や資格取得によって得られる実利的なものだけではありません。

多様化した社会を生きるうえで求められるものは、人と人とのつながりであり、価値の共有です。そのためには、自分なりの生き方ができる素地が必要です。学びをとおして自らを見つめ、自身に相応しい生き方を見出すとともに、人の価値観を尊重し、人を思いやることが求められています。そして、その生き方が人に認知されることが大切です。

生涯学習が、生きているということが実感できる自身の成長と充実につながるものであってほしいと思います。

生涯学習が、自らの生きる姿勢につながるものであってほしいと思います。

それは“心豊かに生きる学び”であり、“生きがいをもって生きる学び”であり、“心のゆとりと安らぎをもって生きる学び”でもあります。

さらに、社会の中で生きていくうえではなによりも“必要とし必要とされて生きる学び”が必要であり、“人の価値観を尊重し、人を思いやって生きる学び”が欠かせません。

また、これからのスローライフ社会には“健康を保ちゆつたりと生きる学び”が大切です。

※「スローライフ社会」…自分のペースに合わせて、ゆつたりと毎日の生活や人生を送ろうとする生活様式が認知され求められる社会。

2 ライフステージに応じた学びの提供

市民の生涯を通じた学習活動を支え、それぞれのライフステージにおける特徴を踏まえた学びの機会を提供します。

乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、成熟期、老年期の各階層に応じた学びの内容及び、さまざまな学びによって市民一人ひとりが成長し、充実することを願っています。

3 成長、充実を促す学びの還元（理想的な学びのサイクルの浸透）

成長し、充実したひとが、成長・充実内容を受け継ぐひとに還元し、継承することを願っています。

そのような理想的な学びのサイクルが市民全体に浸透するよう下支えする「協働」環境の構築が急務であると考えています。

ライフスタイルに応じた湖西の教育は、成長する自己の学びの積み重ねを支えます。“知りたい、学びたい、活動したい、運動したい”と学び続けるのはあなたです。学びの積み重ねで成長するあなたをみんなで支えます。

児童、青少年から老年まですべての市民が成長し、充実することが理想です。

成長・充実内容を他の市民に還元し、継承してほしいと願っています。

4 学びを支える「協働」環境の構築

行政だけが生涯学習を推進する時代は終わりました。家庭と学校・地域との連携・協力も推進されていますが、生涯学習には広く様々な活動との協働が必要です。

行政と学校・家庭・地域だけではなく、企業・市民活動・ボランティア等と信頼し合い、認め合い、助け合う「協働」環境の構築に努め、家庭教育、子育て教育、学校教育、生涯学習、生涯スポーツ等を市民の皆さんに提供します。

教育基本法（前文）

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

（平成 18（2006）年 12 月 20 日改正）

教育基本法

第 3 条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。



教育基本法 第10条（家庭教育）

- 1 父母、その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

教育基本法 第11条（幼児期の教育）

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

教育基本法 第12条（社会教育）

- 1 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって推奨されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

教育基本法

第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

第6 本市の果たすべき役割

1 学びの提供

(1) 家庭や学校も含めた地域社会全体の教育力の向上

- ① 社会変化に対応し、「明日の湖西を創る“ひと”づくり」を進めるために、すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上に努めます。
- ② 家庭と連携、協力しあう地域社会全体の教育力の向上に努めます。
- ③ 地域活動、明湖会活動、子ども会活動、ふたば学級、家庭教育学級、子育て交流事業、子育て講座、放課後こどもプラン、学校支援地域本部事業、青少年問題協議会、湖西市文化協会活動、湖西市体育協会活動などを通して、地域社会全体で人を守り育てる環境づくりを進めます。
- ④ 子育てをサポートし、同世代・異世代との交流機会を設け、地域社会とのつながりを大切にするすることで、家庭や学校も含めた地域社会全体で子供たちを育てていく意識の定着を目指します。

(2) ライフステージに応じた学びの提供

市民の生涯を通じた学習活動を支え、乳児・幼児期、児童・青年期、成人・成熟期、老年期のそれぞれのライフステージにおける特徴を踏まえた学びの機会を提供します。

① 乳児・幼児期に応じた学びの推進

- ア 家庭の教育力の向上を重視した学びの機会を提供します。
- イ 子育てに関する学習機会や相談体制など、家庭教育の支援を充実します。
- ウ 家庭教育、子育て教育の支援となるよう保護者と幼児の交流会を実施します。
- エ 乳児・幼児とその保護者の読書活動の推進と読み聞かせ（お話し会）を実施します。
家庭教育サポート事業（ふたば学級、家庭教育学級など）、ブックスタート事業、読み聞かせ講習

② 児童・青年期に応じた学びの推進

- ア 家庭教育力の向上や世代間交流、体験を重視した学びの機会を提供します。
- イ 子供会育成事業、放課後子どもプラン、学校支援地域本部事業による家庭のみではなく、地域・学校を含めた学習に触れる機会を提供します。
- ウ 湖西市少年少女発明クラブの活動や、青少年の科学体験の開催などにより、体験型の学びの機会を提供します。
- エ 学校図書館との連携により、児童生徒が読書に勤しむ機会を整備します。
- カ スポーツ少年団、ジュニアスポーツクラブでの活動を支援し、スポーツへの関心、個々の素養を高めます。

キ ジュニア美術展や自主文化事業などを開催し、文化に対する興味・関心を高めます。

ク 郷土の歴史や文化に触れ、郷土への愛着や関心を持ってもらうため、郷土史や文化財の紹介や展示に努め、学ぶ機会を提供します。

③ 成人・成熟期に応じた学びの推進

ア 勤労青少年ホームや公民館などが開催する講座により、スキルアップ、世代間交流を重視した学びの機会を提供します。

イ 明湖会活動などで知識や態度等を身に付けるなど、職業上の能力の向上につながる学びの機会を提供します。

ウ 湖西歌舞伎の三遠南信ふるさと歌舞伎交流事業等を通して、地域芸能、伝統文化の継承を進めます。

エ 指定文化財の保護保存や、大知波廃寺跡保存整備、新居関跡保存整備、トキワマンサクの里づくり事業など歴史的文化財の保存と活用に努め、学ぶ機会を提供します。

オ 芸術祭（文化、芸能、美術、文芸）を行い、市民の日頃の学びの成果を発表する機会を提供します。

カ 指導者や講師の登録リスト「達人録」事業を促進し、学びの還元結び付くよう積極的に有効活用します。

④ 老年期に応じた学びの推進

ア 生きがいや楽しみ、世代間交流を重視した学びの機会を提供します。

イ 生涯大学「海鳴学園」や寿大学などにより、心身の健康づくりや社会参加につながる学びの機会を提供します。

ウ 老人クラブの活動の支援を通じ、高齢者が地域で学ぶ機会を提供します。

エ 成人・成熟期と同様に、指導者や講師の登録リスト「達人録」事業を促進し、学びの還元結び付くよう積極的に有効活用します。

2 学びの環境づくり

(1) 学びを支える「協働」環境の構築

① 行政と学校・地域・家庭だけではなく、企業・市民活動・ボランティア等と信頼し合い、認め合い、助け合う「協働」環境の構築に努め、家庭教育、子育て教育、学校教育、生涯学習、生涯スポーツ等を市民の皆さんに提供します。

② 成長し、充実した内容を還元し、継承する学習サイクルを確立するため、還元と継承を支える場の構築に努めます。

③ 「協働」環境を構築するため、市民一人ひとりが自発的に学び、学びを通して地域社会に関わる意識を醸成する役割を担う「生涯学習推進協議会」を設置し、生涯学習の推進に努めます。

※「醸成」…ある状態・気運などを徐々に作り出すこと。

(2) 誰もが いつでも どこでも いつまでも 学べる環境づくり

- ① 学びたいときに、誰もがいつでも、どこでも、いつまでも学べる環境づくりに努めます。
- ② 市民のニーズに応じた、多様な学びに機会や情報を提供します。
- ③ 学習活動の拠点づくりや学習活動に取り組む団体等が利用しやすい場づくり、インターネットなど、情報通信技術の活用等に努めます。
- ④ 市民がいつでも学ぶことができるよう、各種講座の開催やサークルの活動を支援します。
- ⑤ 市民会館、新居地域センター、西部公民館、北部多目的研修集会施設、南部構造改善センター、勤労青少年ホーム、中央図書館、新居図書館、湖西運動公園、みなと運動公園、アメニティプラザ、新居体育館、勤労者体育センター、新居関所史料館、おんやど白須賀、紀伊国屋資料館、学校施設などこれら施設を安全・安心で快適に利用できるよう、適正な維持管理に努めます。

3 今後の方向

今回の計画策定をもって、平成2年2月に告示された「湖西市生涯学習推進本部設置要綱」並びに平成3年12月に策定された「湖西市生涯学習推進大綱」を廃止し、「湖西市生涯学習推進本部」を解散します。

新たな「湖西市生涯学習推進計画」の実施には、あらゆる学びの提供と環境づくりが求められるため、行政だけではなく、学校・地域・家庭や企業・市民活動・ボランティア等と連携を図って、時機をとらえ、関連するところが随時協議して実施するという機能的、機動的な形式で進めます。

「協働」環境を構築するため、市民一人ひとりが自発的に学び、学びを通して地域社会に関わる意識を醸成する役割を担う「生涯学習推進協議会」を設置し、生涯学習の推進に努めます。



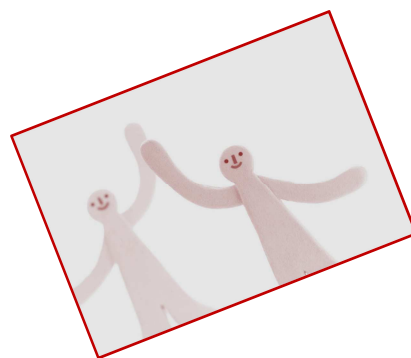
平成25年度 湖西市生涯学習推進委員会議事録

〈湖西市生涯学習推進委員会委員〉

No.	役 職	氏 名	備 考	
1	委 員 長	鈴木 昭二	学識経験者（元明湖会会長）	
2	副委員長	加藤 弘行	学識経験者（旧新居町社会教育委員）	
3	委 員	飯田 康仁	フロンティア倶楽部代表	※
4	委 員	高柳 達弥	自治会連合会会長	
5	委 員	佐藤 敏子	学識経験者（文化協会代表）	
6	委 員	高村 一幸	中学校校長	
7	委 員	外山 和久	小学校校長	
8	委 員	佐藤 愼	社会教育関係者（公民館利用者代表）	
9	委 員	蝦名 良光	社会教育関係者（体育協会代表）	
10	委 員	牧野 陽子	社会教育関係者（図書館推薦）	

任期：平成24年5月1日～平成26年4月30日

※新任



【第 1 回湖西市生涯学習推進委員会】

○ 日 時 平成 25 年 7 月 19 日（金）午前 10 時～

○ 場 所 市民会館 3 階大会議室

○ 出席者 委 員／鈴木 昭二・加藤 弘行・飯田 康仁・高柳 達弥

佐藤 敏子・高村 一幸・外山 和久・佐藤 愼

牧野 陽子（9 名）

事務局／山下 宗茂（教育長）・山本 英俊（教育次長）

内藤久仁英（社会教育課長）・後藤 健一（文化課長）

松井 滝由（スポーツ推進課長）・渡辺 安章（図書館長）

朝倉 陽美（社会教育課課長代理）

1 委嘱状の伝達

・山下教育長から審議会委員に委嘱状を伝達

・任期：平成 24 年 5 月 1 日～平成 26 年 4 月 30 日

2 委員長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 協議事項

(1) 生涯学習推進計画について

①教育振興基本計画について説明（教育長）

②委員からの質問及び意見

【質問】平穏の日常を前提としている。文化財保護、図書のデジタル化、人材登録を活用して防災を学ぶなど地震対応になっているのか

【回答】学校、地域で訓練をして身についていくことであって、市全体の話であり、危機管理課で対応している。基本計画は、教育委員会の事業として展開していく。教育の中に生かされることはあるが、今の段階では盛り込まない。

【意見】ボーイスカウトやフロンティアの子ども教室で、防災の内容をやっていたらいいと思う。

【質問】学校などスポーツを推進する場は多いが、公民館の老朽化、市民会館のホール使用禁止など生涯学習の活動をする場所が少ない。施設の整備をして欲しい。

【回答】拠点は必要だと思う。「場所」より「学ぶ」という意識づけをするのが基本だと思う。

③今後、全体を通して語句の統一や訂正を行い、内容を再度検討して、次回報告する。

【第2回生涯学習推進委員会】

○ 日 時 平成 25 年 9 月 20 日（金）午後 1 時 30 分～

○ 場 所 市民会館 3 階大会議室

○ 出席者 委 員／鈴木 昭二・加藤 弘行・飯田 康仁・佐藤 敏子
外山 和久・佐藤 愼・蝦名 良光・牧野 陽子（8 名）
事務局／山下 宗茂（教育長）・山本 英俊（教育次長）
内藤久仁英（社会教育課長）・森 宣雄（幼児教育課長）
後藤 健一（文化課長）・松井 滝由（スポーツ推進課長）
渡辺 安章（図書館長）・朝倉 陽美（社会教育課課長代理）

1 委員長あいさつ

2 教育長あいさつ

3 協議事項

(1) 生涯学習推進計画について

① 1 の生涯学習の役割、2 の具体的方策、3 の取り組む施策の 3 つに区切って検討した。

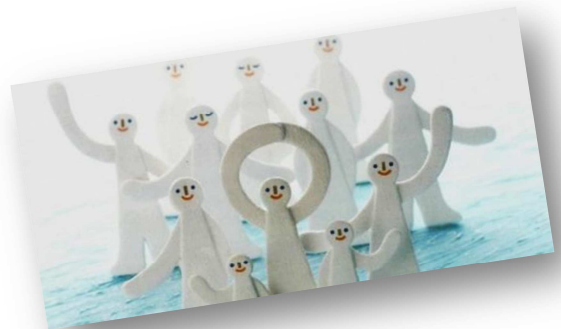
② 委員からの質問及び意見

【意見】 1 の生涯学習の役割について、「自ら学習することが困難な人」はどういう人のことをいうのか。「上から目線にとれる」、「障害者と読み取れる」、「経済的、言語などで困難な人と読み取れる」などいろいろな意味にとらえられるので検討した方がいい。

【意見】 2 の具体的方策について、「子どもたちが自由に遊べる場づくり」を検討して欲しい。具体的には「遊ぶ」から「学ぶ」に変わるので、学校の校庭や地域の公園など自由に遊べる場を検討して欲しい。

【意見】 3 の取り組む施策について、「わくわくドキドキできること」、「意欲のわくような事業」を取り入れて欲しい。図書館に関する内容について検討してほしい。

③ 今後、全体を通して語句の統一や訂正を行い、内容を再度検討して、次回報告する。



【第3回生涯学習推進委員会】

○ 日 時 平成 25 年 12 月 20 日（金）午前 10 時～

○ 場 所 市民会館 3 階大会議室

○ 出席者 委 員／鈴木 昭二・飯田 康仁・佐藤 敏子・佐藤 愼
牧野 陽子（5 名）

事務局／山下 宗茂（教育長）・山本 英俊（教育次長）

内藤久仁英（社会教育課長）・森 宣雄（幼児教育課長）

後藤 健一（文化課長）・松井 滝由（スポーツ推進課長）

渡辺 安章（図書館長）・朝倉 陽美（社会教育課課長代理）

1 委員長あいさつ

2 教育長あいさつ

3 協議事項

(1) 生涯学習推進計画について

①第2回の意見に基づいて修正したものを、再度委員から意見をいただき、検討した。

②委員からの質問及び意見

【質問】計画を7年間とした訳はなにか。

【回答】教育振興基本計画の期間に合わせて定めた。平成 26（2014）年度から平成 32（2020）年度に改める。

【意見】第1の生涯学習の役割について、「自ら学習することが困難な人など」は多様な解釈ができるので、省いてもいいと思う。

【回答】「自ら学習することが困難な人など」を削除する。

【意見】第2の具体的方策について、学校の校庭を入れるなら、体育館も入れたらどうか。また、新居体育館、新居関所史料館、紀伊国屋資料館が抜けている。

【回答】体育館も含めた学校施設とし、3つの施設を加える。

【意見】第3の取り組む施策について、「取り組みましょう」は、要求がなければやらないように思えるので、市として「……をする」にしたほうがいい。

【回答】市としての目標が第4に掲げられているので、「第3 取り組む施策」、「第4 各課の基本目標」を「第3 各課の基本目標」、「第4 取り組む施策」に改める。「取り組む施策」は、教育委員会各課の基本目標を達成するために、「取り組みましょう」を「取り組みます」に変更する。

【意見】第5のむすびについて、語句の言い回しが少しおかしい。

【回答】語句を入れ替え、「あらゆる学びの提供と環境づくりが求められているため、第3で記述した教育委員会の各課だけではなく、行政当局の関係課と連携協力を図って、時機を……」に変更する。

③今後、全体を通して語句の統一や訂正を行い、内容を再度検討して、次回報告する。

【第4回生涯学習推進委員会】

○ 日 時 平成26年3月18日（火）午後1時30分～

○ 場 所 市民会館2階特別会議室

○ 出席者 委 員／鈴木 昭二・加藤 弘行・飯田 康仁・高柳 達弥

佐藤 敏子・高村 一幸・佐藤 愼・蝦名 良光

牧野 陽子（9名）

事務局／山下 宗茂（教育長）・山本 英俊（教育次長）

内藤久仁英（社会教育課長）・森 宣雄（幼児教育課長）

後藤 健一（文化課長）・松井 滝由（スポーツ推進課長）

渡辺 安章（図書館長）・朝倉 陽美（社会教育課課長代理）

1 委員長あいさつ

2 教育長あいさつ

3 協議事項

(1) 生涯学習推進計画について

①「第1 策定の趣旨」及び「第2 生涯学習の役割」の内容修正についての説明（教育長）

「第3 教育委員会各課の基本目標・方針」の後に、「第4 教育委員会各課の事業の概要」を追加したことについての説明（教育長）

②第3回の意見に基づいて修正したものを、再度委員から意見をいただき、検討した。

③委員からの質問及び意見

【質問】これからは推進協議会で進捗状況を管理していくのか。

【回答】これまでの生涯学習推進委員会に代わって、この推進計画に盛り込まれた事業内容等について、生涯推進協議会が協議を行う。

生涯学習推進協議会は、推進計画を実践している人たちが主体になって意見を述べてもらい、事業に反映していきたい。

「社会を変化に対応して」を削除し、「市民が意欲的に生きていくために」学び続けていくことをコンセプトにした。

教育振興基本計画にリンクしていることから、教育振興基本計画を再掲した。

【質問】事業を見守っていききたい。

【回答】生涯学習推進委員会の協議内容を社会教育委員会に報告し、意見を求めている。

— 明日の湖西を創る“ひと”づくり —
湖西市生涯学習推進計画

平成 26 年 3 月

策定
湖 西 市 教 育 委 員 会
湖西市生涯学習推進委員会

編集・発行
湖 西 市 教 育 委 員 会
社 会 教 育 課
TEL 053-576-4793
FAX 053-576-1237
<http://www.city.kosai.shizuoka.jp>